

平成30年7月9日

関係自治体衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長

（ 公 印 省 略 ）

平成30年7月豪雨非常災害に伴い設置された避難所での
食中毒対策について

今般、7月豪雨非常災害に伴い設置された避難所においては、高齢者や乳幼児を含め、多くの方が集団で近接して生活する状況にあるため、食中毒が発生した場合には大規模化、重篤化するおそれがあります。

つきましては、災害対策で多忙の中ではありますが、下記により食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について特段のご配慮をお願いします。なお、当課への報告、情報提供については、当面の間、電話、メモ又はメール等で差し支えないことを申し添えます。

記

1. 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」に基づき、継続的な避難所における食中毒予防の啓発をお願いします。
2. 避難所で食中毒が発生した際には、食品衛生法第58条第3項に基づく速報対象に限らず、食中毒疑い調査の段階であっても、その後の予防対策に資するために、可能な限り初期段階での患者の発生状況等について、食中毒被害情報管理室への情報提供をお願いします。
3. 上記の他、災害対策において、食品衛生法の運用に関する疑義が生じた場合には、食品監視安全課にご連絡下さい。

「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf>

送付先	
石川県健康福祉部長	岡山県保健福祉部長
金沢市保健局長	岡山市保健福祉局長
福井県健康福祉部長	倉敷市保健所長
岐阜県健康福祉部長	広島県健康福祉局長
岐阜市健康部長	広島市健康福祉局 保健部長
滋賀県健康医療福祉部長	呉市福祉保健部 保健所長
大津市保健所長	福山市保健所長
京都府健康福祉部長	山口県環境生活部長
京都市保健福祉局長	下関市保健部長
大阪府健康医療部長	徳島県危機管理部消費者くらし安全局長
大阪市健康局健康推進部長	香川県健康福祉部長
堺市保健所長	高松市健康福祉局 保健所長
東大阪市健康部保健所長	愛媛県保健福祉部 健康衛生局長
高槻市健康福祉部保健所長	松山市保健所 生活衛生課
豊中市健康福祉部保健所長	高知県健康政策部長
枚方市保健所長	高知市健康福祉部長
八尾市健康まちづくり部長	福岡県保健医療介護部長
兵庫県健康福祉部長	福岡市保健福祉局 生活衛生部長
神戸市保健福祉局 保健所長	北九州市保健福祉局保健衛生部長
尼崎市健康福祉局保健部長	大牟田市保健福祉部長
姫路市保健所長	久留米市健康福祉部 保健所長
西宮市健康福祉局保健所長	佐賀県健康福祉部長
明石市福祉局あかし保健所長	熊本県健康福祉部長
奈良県くらし創造部長	熊本市健康福祉局保健衛生部長
奈良市健康医療部長	大分県生活環境部長
鳥取県生活環境部くらしの安心局長	大分市保健所長
鳥取市 健康こども部 鳥取市保健所長	鹿児島県保健福祉部長
鳥根県健康福祉部長	鹿児島市健康福祉局保健所長
松江市健康部長	